

自由な投票でダイバーシティを推進しよう

| 田口 寿子 Hisako Taguchi

今期理事会では、定款・諸規則改定特別委員会が設置されて、代議員総会、代議員および理事選挙に関する複数の改定を提案し、2024年6月19日の代議員総会で議決されました。特別委員会の議論に加わった一理事の立場から、今回の改定がめざしていること、それに対する個人的な期待について、会員の方々にお伝えしたいと思います。

まず、代議員の“門戸”が広げられました。会員数の増加に伴い、代議員定数が188名から200~250名に、女性枠が原則として「少なくとも50名」から「少なくとも30%」に拡大されただけでなく、これまで代議員選挙への立候補にあたって必要とされた所属地区の会員3名の推薦は求めないことになり、選挙権しかなかった海外在住会員にも被選挙権が認められました。年齢、性別、所属、専門性、意見が異なるより多くの会員の方々に代議員になっていただくために、不要なハードルを取り除くことができました。

また、立候補者は、学会ホームページの会員限定のサイト上で、経歴や立候補主旨などを公開できるようになりました。これまでは、適任な候補者が誰なのか検討しようにも、所属している団体など個人的なネットワークの中でしか知るすべがないため、そうしたネットワークの外にいる会員は代議員選挙に関心をもちにくかったと思います。実際、前回の代議員選挙では各地区の投票率は40~54%と低い水準でした。立候補者の経歴、業績、学会活動に対する抱負などを会員全体に広報することで、支持したいと思える候補者を見つけて投票する会員が増えれば、それによってより多様な代議員が選出されるようになると思います。本年(2025年)2月の代議員選挙には、できるだけ多くの会員の方々が選挙広報に目を通し、自身で選んだ候補者に投票して下さることを期待しています。

立候補者の経歴や所信表明をホームページで公開して選挙広報をする形への変更は、理事選挙でも同様です。また、これまで代議員総会に出席しない代議員は、他の議決権とともに理事選挙の投票を出席者に委任していましたが、今

後は書面または電磁的方法による議決権行使もできるとされ、欠席しても自ら投票できるようになります。開かれた情報をもとに個々の代議員が自由に議決権を行使することは、理事会、ひいては学会全体のダイバーシティ推進のためにもとても重要だと思います。

今回の改定で最もチャレンジングだったのは、特任理事の創設です。特別委員会の中で議論を重ねましたし、代議員総会でも多くの質問がありました。特任理事は、理事会の決議によって、現状の選挙では理事に就任しにくい女性や中堅の会員、特定の組織に属さない会員などの中から、理事の業務を十分遂行できる力のある方を5名以内選任するというもので、特任理事規則の第2条に「法人のダイバーシティを推進し、運営を円滑に行うため」とあるようにその目的は明確です。2024年10月時点で、女性代議員が2名、中堅の男性会員が1名選任されています。ダイバーシティ推進のためなら、特任理事よりも、理事の女性枠を設けるべきだという声もありますが、会員の代わりに総会に出席して議決権を行使する代議員と学会業務や運営を行う役員である理事とは同列に考えられないこと、何よりも女性の理事選挙立候補者が非常に少ない現状では女性枠はフリーパスになってしまうため、女性枠設置によって増えた女性代議員の中からもっと多くの立候補者が出るようになってからの検討が望ましいことから、今回は理事の女性枠については時期尚早と判断されました。これについてはさまざまな批判、意見があるはずですので、引き続き議論していかなければならないと考えます。

このように、今回の改定は多様な人材を発掘し、学会運営に生かすことをめざして行われたものです。労働人口が減少する一途のわが国では、性別、年齢、国籍、指向などあらゆる違いを越えて今ここにある人材を生かして育てていかなければ、どの領域も立ちゆかなくなることが目に見えています。この危機的な状況を、これまで埋もれていた優秀な方々が存分に活躍できる好機に変えていければと思います。